

# 特別支援教育

## 1 特別支援教育の推進について

### (1) 新学習指導要領における特別支援教育

障害のある生徒などに対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

今回の改訂では、障害のある生徒を指導するに当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加えられた。

各学校においては、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、障害のある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが大切である。

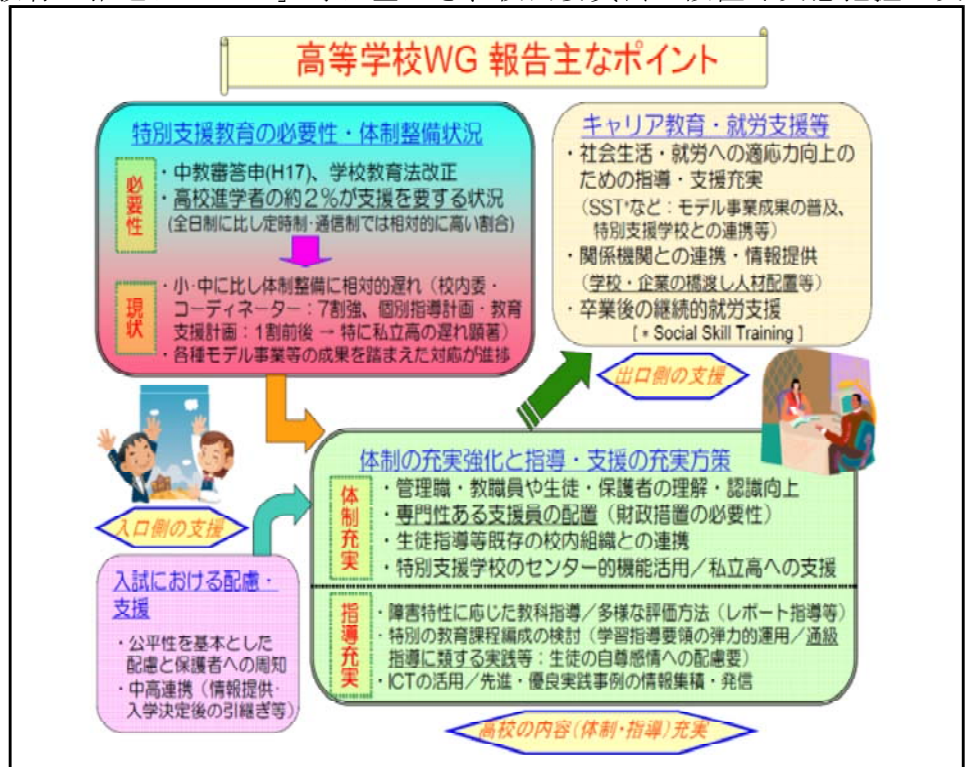
また、障害のある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することも大切である。

### (2) 国の動向

特別支援教育については、学校教育法等の改正により平成19年4月から新たな制度としてスタートし、各学校においては、同年5月の生涯学習部学校教育局高校教育課長及び生涯学習部学校教育局医療参事（特別支援教育）通知「高等学校及び中等教育学校における特別支援教育の推進について」等に基づき、校内委員会の設置や実態把握の実

施、特別コーディネーターの指名などの取組が行われてきたところである。

高等学校においては、これまでも主として生徒指導・教育相談等の観点から発達障害のある生徒も含め指導・支援が行われてきたところであるが、生徒一人一人の教育的ニーズ



を把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念の実現という観点から見ると、未だ取り組むべき多くの課題が残されていると考えられることから、平成21年3月、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の下に「高等学校ワーキング・グループ」が設置された。

本ワーキング・グループにおいては、高等学校における特別支援教育の推進体制の整備や発達障害のある生徒への教育支援等について検討が行われ、同年8月に報告書が公表された（前ページの図参照）。

また、文部科学省では、「発達障害者支援法」の規定や特別支援教育の理念に基づき、平成19年度から、発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方について実践的な研究を行う高等学校をモデル校として指定し、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施しており、本事業の成果として、①福祉行政や就労などにかかわる関係機関との連携、②スクールカウンセラーや巡回相談員など専門家からの支援の充実、③教員の意識変革や専門性向上、④対象となる生徒以外の生徒への成果などが報告されている。

本道においては、平成19年度は北海道名寄農業高等学校、20年度は北海道士別東高等学校、21年度は北海道札幌北高等学校（定時制）、22年度は北海道滝上高等学校がモデル校に指定され、具体的な支援の在り方についての実践研究に取り組んでいる。

## 2 高等学校における発達障害のある生徒への適切な指導

### (1) 発達障害のある生徒への支援

#### ア 障害の特性と理解

発達障害のある生徒の青年期の特徴として、次のような状態があると言われている。

##### LD（学習障害）

- ・ 認知の偏りのため、特定の教科で困難さを示す。（全般的な学習の遅れになることもある。）
- ・ 不器用さ、身辺整理、忘れ物、課題の提出など行動面での困難さがある。
- ・ 達成感、自尊感情がもてない。
- ・ 他の生徒との違いが個性の範囲に統合され、うまく適応している場合もある。
- ・ 認知の偏り等による不得意分野を、得意分野でカバーしたり、他の者とは異なる学習方法で補うなどしていることがある。

##### 高機能自閉症

- ・ 言葉は理解しているが、奇妙な使い方や場違いな使い方をする。
- ・ 「仮定のこと」「これからのこと」「感情的なこと」など抽象的な概念の理解が苦手である。
- ・ 同年代の仲間に入れなかったり、ルールをかたくなに守ろうとするなど社会性の困難さがある。
- ・ 物や情報の収集などのこだわりがある。

##### ADHD（注意欠陥多動性障害）

- ・ 多動については、加齢とともに改善されることがある。
- ・ 注意集中が続かず、学習や仕事に支障をきたす。
- ・ 精神的な不調を訴えやすい。
- ・ 仕事を予定どおり始める、終える、計画するなどのスケジュール管理が難しい。
- ・ 意欲を喪失する、反抗的で乱暴な態度が現れるなど、二次的な障害に陥ることがある。

## イ 授業における工夫

発達障害のある生徒に対する学習指導については、個別のきめ細かな対応が重要であり、授業の中で指導する際には、障害の程度に応じた配慮が必要である。A高等学校では、次のような資料をもとに全教職員の共通理解を図っている。

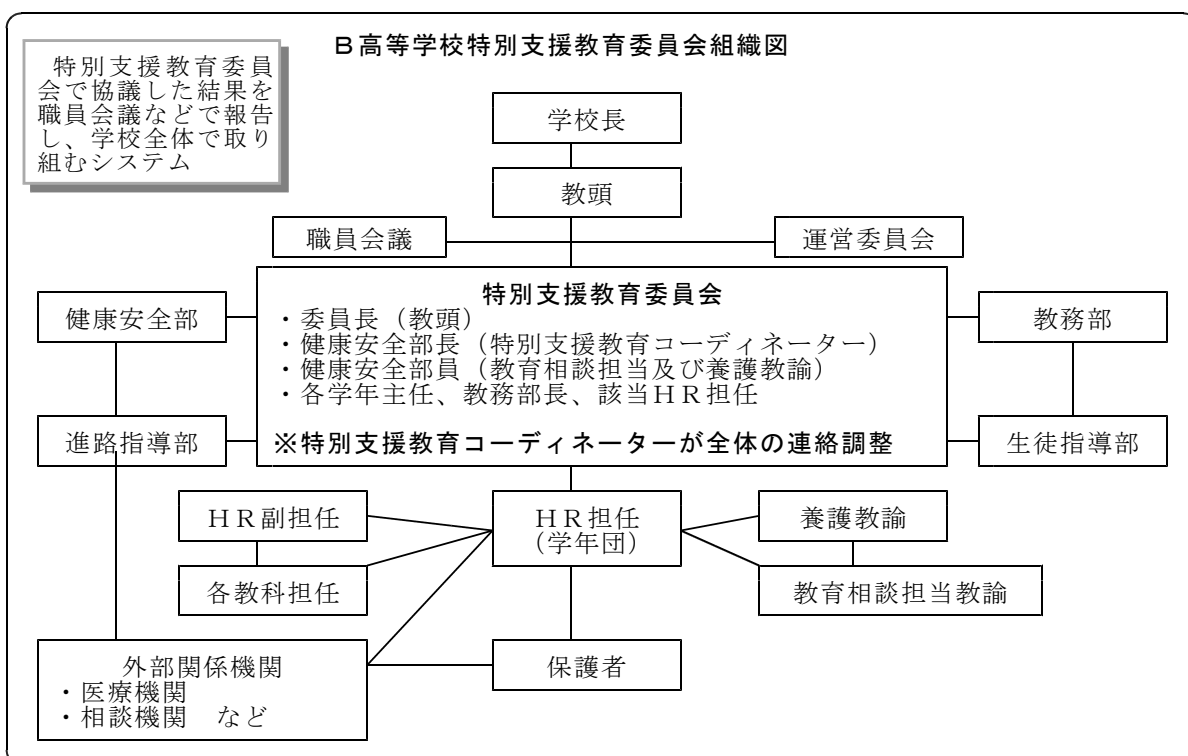
なお、このような特別な支援を必要とする生徒に対する指導方法等の工夫は、他の生徒にとっての分かる授業づくりにおいても活用できるところがある。

学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が集中しやすい場所に机を設置する。</li> <li>・1週間のスケジュールを掲示し、学習の見通しを持てるようにする。</li> </ul>
授業の組み立て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「聞く、見る、書く、話す」の活動が入るように配分する。</li> </ul>
指示・発問の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示は短く、具体的に、分かりやすくする。</li> <li>・指示内容は1つずつとし、短く分かりやすく、ゆっくり話す。</li> </ul>
発表・指名の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習のルールをできるだけ明確にする。</li> <li>・文字の大きさ、量、色に意識し、キーワードのみを書く。</li> </ul>
板書の工夫やノート指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ記入しやすいプリントを用意する。</li> <li>・ノートやまとめの要旨は、罫線やマス目のある書きやすい用紙を準備する。</li> </ul>
教材教具の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚や聴覚に訴えるようなものを使う。(写真、絵)</li> <li>・パソコン、計算機など代用できる教具を使用する。</li> <li>・学習プリントは行間を広くする。要点を太字にしたり、枠で囲んだりして、注目しやすくする。</li> </ul>

## (2) 校内体制を中心とした取組

高等学校において特別支援教育を推進していくためには、担当教員だけが指導に当たるのではなく、特別支援学校等に助言や援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

B高等学校では、特別支援教育の一層の充実を図るため、特別な支援を必要とする生徒の現状を把握し、具体的な対応策を協議する「特別支援教育委員会」を設置し、教職員間の情報共有や連携を図りながら、きめ細かな支援に努めている。



### 3 「高等学校における発達障害支援モデル事業」の実践事例

#### (1) C高等学校の取組

本事業は、高等学校等において、発達障害により学習や生活面で特別な教育的支援を必要としている発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方について、実践的な研究をモデル校において行い、その研究成果を発信することにより、高等学校等における特別支援教育を推進するとともに、支援の在り方に関する今後の検討に資することを目的としている。C高等学校の主な取組は、次のとおりである。

#### ア 校内研修と関係機関との連携

C高等学校では、「発達障害」の有無にかかわらず、「すべての生徒に支援的にかかわる」という方針の下、教育活動を進めているが、特に、発達障害にかかわっては、障害の特性等が理解されにくい場合があり、そのことによって生徒本人は大きな困難を抱える場合がある。その困難の理解と適切な対応を図るため、発達障害に関する校内研修を定期的実施するほか、関係機関等との連携を進めた。

#### 〈特別支援教育に関する校内研修〉(抜粋)

○テーマ 「学習支援～実践への第一歩～」 講師：大学附属研究センター研究員
○ねらい 生徒の学習上の困難を知り、教員が困難を抱えている学習指導について、具体的な指導法について理解を深める。
○テーマ 「高等学校における学習支援」 講師：大学教授
○ねらい 学習障害についての理解や具体的な学習支援法について理解を深める。
○テーマ 「気になる生徒の気になる様子について」 講師：保健福祉センター所長
○ねらい 学校生活の様々な場面において気になる生徒について、学校生活の様子を実際に見て具体的な検討を行い、今後の指導につなげていく。
○テーマ 「発達障害の理解と支援～保護者・支援者の視点～」 講師：中学校教頭(発達障害児者親の会会長)
○ねらい 保護者としての子育てに対する思いと、学校に勤める立場としての考えを知ること、本校の特別支援教育の在り方を振り返る機会とする。 など

#### 〈関連機関との連携〉

##### 発達障害者支援センターやハローワーク等関係機関との連携

ハローワーク訪問を実施するほか、インターネットの利用により情報の収集に努めるとともに、研修会等に参加することで就職に関する情報収集に努めた。就職先の開拓については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの協力を得た。

また、生徒の実態により、必要に応じて、複数の関係機関が集まり、生徒の対応について、それぞれの立場でどのように支援していくかについてケース会議を実施した。

##### 地域の教育施設や人材等の活用

市の「ボランティアセンター」では、ボランティア活動を通じて地域の青少年を育成しており、本校生徒も同センター主催の「土曜ボランティア学習塾」に参加し、年間10回の体験学習の参加を通して、社会性や自尊感情をはぐくむ機会を得た。

また、搾乳や羊の毛刈り、野菜の収穫などの農業体験、食品加工体験や羊毛手芸体験など、地域の協力を得て体験的な活動に取り組み、豊かな心の育成を図った。

## イ 学習支援の実際

義務教育段階の学習内容が十分に身に付いていなかったり、基礎的・基本的な知識・技能の習得に時間がかかったりするなど、様々な課題を抱えている生徒に対して、教科担任だけで対応することが難しくなってきたことから、生徒の「学び直し」を支援するための学校設定科目を設定するほか、チーム・ティーチングやグループ編成による少人数指導等に取り組んだ。授業においては、次のようなことに配慮した。

- ① 生徒の状況を個別に確認し、ノートの代わりとなるプリントを作成したり、図や絵を用いて説明したりする。
- ② 教科書の漢字にルビを振ったり、読みやすいように単語や意味のまとまりごとに斜線を入れさせたりする。
- ③ 今、どこを学習しているかが分からなくならないように、OHPでプリントや教科書を映し、学習している箇所を示しながら、授業を進める。
- ④ 放課後学習を行い、生徒の苦手な部分を把握し、それを克服するための指導を工夫する。

## ウ 研究の主な成果

- ・特別支援学校等の視察や校内研修を通して、効果的な指導方法についての理解を深めることができた。
- ・職場開拓の取組が積極的に行われるとともに、インターンシップの在り方や卒業後の具体的な目標設定について検討することができた。
- ・福祉機関の担当者や就労支援団体の代表者を講師とする研修会を設け、現場における支援の実態を知ることができた。
- ・基礎学力の定着を目的とした学校設定科目「ベーシックスタディ」の設置やチーム・ティーチングなど指導内容や指導方法等の工夫により、基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上が図られた。
- ・地域社会における学校の役割を自覚し、卒業後の生活を視野に入れた長期的な視点から、生徒にかかわり、育てていくことの重要性を学んだ。

## 4 交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習は、生徒が障害のある幼児児童生徒などとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒など一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画

的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

### 道内の高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習の事例

#### < D 高等学校と E 養護学校（病弱） >

- ・ D 高校では、農業と福祉に関する学科の専門性を生かし、車いす使用者が花を植えることのできる移動式花壇（レイズドベッド）を制作した。
- ・ E 養護学校との初めての交流会では、両校の生徒がその移動式花壇を活用して一緒に花の苗を植えた。その後、E 養護学校の生徒の意見を参考にするなど、協力し合って、移動式花壇の改良に取り組んだ。さらに、ホームページを通じた交流が行われるなど、両校の生徒が共に学び合う取組となっている。

#### < F 高等学校と G 高等養護学校（知的障害） >

- ・ F 高校の生徒が、G 高等養護学校の生徒のアドバイスを受けながら、G 高等養護学校が農作業に使用しているビニルハウスの撤去作業に取り組んだ。
- ・ 同年代の特別支援学校の生徒とともに働くことを通して、F 高校の生徒は障害について理解を深めるとともに、社会に出て働く意識を強く持つことができた。また、G 高等養護学校の生徒も、自己有用感と自信を高めることができた。

#### 【参考情報】

- 文部科学省特別支援教育課

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

〔関係資料等〕

- ・ 平成 21 年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/06/attach/1269150.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/06/attach/1269150.htm)

- ・ 平成 21 年度指定「高等学校における発達障害支援モデル事業」モデル校中間報告書

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/1295095.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/1295095.htm)

- ・ 高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054\\_2/gaiyou/1283724.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054_2/gaiyou/1283724.htm)

- 北海道教育委員会特別支援教育課

<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index.htm>

〔関係資料等〕

- ・ 「できる！高等学校における特別支援教育」（平成 21 年 3 月）

- ・ 「パートナー・ティーチャー派遣事業 事例集」（平成 20 年 4 月）

- ・ 「特別支援教育に関する基本方針」（平成 20 年 3 月）

- ・ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育推進のための Q & A」（平成 19 年 7 月）

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 <http://www.nise.go.jp/>

- 北海道立特別支援教育センター <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>